



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年12月20日金曜日 第66号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則.....（保健福祉課）..... 1

規 則

○愛媛県規則第37号

愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

令和元年12月20日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年愛媛県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用使用する用語は、条例で使用使用する用語の例による。

（サービスの状況に関する記録）

第3条 条例第10条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第31条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 条例第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（入居申込者に対する説明の方法）

第4条 条例第15条第1項の規則で定める方法は、入居申込者からの申出があった場合に情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）による提供とする。

(1) 電子情報処理組織（無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第15条第1項に規定する重要事項及び同条第2項に規定する契約期間及び解約に関する事項（以下「重要事項等」という。）を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は当該提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、入居申込者がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 無料低額宿泊所は、電磁的方法により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、入居申込者に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 使用する電磁的方法の種類
- (2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、文書又は電磁的方法により、入居申込者から電磁的方法による重要事項等の提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、当該重要事項等の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（入居者から受領することができる費用）

第5条 条例第17条の規則で定める費用は、次に掲げるもの（第7号については、無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）とする。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 居室使用料
 - (3) 共益費
 - (4) 光熱水費
 - (5) 日用品費
 - (6) 基本サービス費
 - (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
- 2 前項各号に掲げる費用に係る利用料の基準は、次のとおりとする。
- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
 - (2) 居室使用料
ア 無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。
イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。
 - (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
 - (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
 - (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
 - (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
 - (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用
ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。
イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。
（日常生活に係る金銭管理）

第6条 条例第27条の規定による無料低額宿泊所による金銭の管理を希望する入居者の金銭の管理は、次に定めるところによりするものとする。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 条例第15条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。
- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、県に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、県の求めに応じて速やかに報告をすることができる体制を整えておくこと。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。